

厚労省障害者部会資料から見る虐待防止の動向

- テーマ1 厚労省障害者虐待事例実態調査（令和3年実施）結果について（抜粋）
- テーマ2 厚労省令和3年報酬改定に伴う障害者虐待防止のさらなる推進内容について

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 調査部会

2023 9 3

厚労省障害者部会資料から見る虐待防止の動向

虐待は人間の社会生活の中で必ず起きることであり、他人事、特殊な事例ではありません。介護を要する高齢者、障害者、親に養育される子供たちなど多くの社会的弱者が被害を被っています。今回身近な問題であるが、とかく他人事に考えがちな虐待問題を取り上げました。厚労省の政策によって障害者に対する影響が大きく左右しますので厚労省社会保障審議会障害者部会の内容を皆様に提示し、今後一緒に考えてまいります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

厚労省は虐待防止事例実態調査を令和3年に実施し、その結果を令和5年6月第136回の部会で発表しました。また、身体拘束の適正化推進のため令和3年度に運営基準を見直し義務化し報酬改定減算を規定化し令和5年4月から実施適用されています。厚労省は努力しているが、実態としては虐待が減らず増加傾向であり、施設の透明化が進んでいるとみるべきか否か見方は分かります。今後どのような政策が繰り出されてくるか目を離せません。注視していきます。

テーマ1 厚労省障害者虐待事例実態調査（令和3年実施）結果について（抜粋）

(1) 虐待実態		平成24年	令和2年	令和3年	10年比較	前年比較
相談	養護者	3,260件	6,556	7,337	225	112
	施設	939件	2,565	3,208	342	112
判断	養護者	1,311件	1,768	1,994	152	113
	施設	80件	632	699	874	111
被虐待	養護者	1,329人	1,775	2,004	151	113
	施設	176人	890	956	543	107

考察：障害部会の厚労省事務局の意見は、今まで虐待の増加と通報・相談の増加が同じ動きであるため、認知の効果に目が行っていたが、虐待そのものの増加は止っていないので、増え続けているという状況を看過することなく、虐待ゼロを目指してしっかり虐待防止に取り組む覚悟であるとの表明をしている。

(2) 虐待行為の類型	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
養護者	67.8%	3.7%	31.0%	12.4%	15.8%
施設	56.8%	15.8%	42.2%	5.4%	5.0%

考察：養護者・施設従事者ともに身体的虐待が心理的虐待の倍以上であるが、施設では中では特に言葉による心理的虐待が多く、利用者にストレスをもたらしている。施設の心理的虐待が多い。

(3) 施設・事業所種別	共同生活援助	障害者支援施設	放課後デイサ	生活介護	就労型支援B
	23.2%	20.8%	13.6%	12.4%	11.9%
虐待者の職種	生活支援員	世話人	管理者	その他従事者	サービス管理責任者
	37.2%	10.5%	9.3%	8.5%	6.7%

考察：虐待者は施設の場合、共同生活援助者、次いで障害者支援施設職員となっている。

職種は生活支援員・世話人の現場スタッフが多い。

(4) 養護者の続柄	父	母	夫	兄弟	姉妹
	25.1%	23.1%	16.8%	10.9%	10.5%

考察：養護者の続柄は父母が5割を超えそれにつづき、被虐待者の夫、兄弟姉妹となっている。

(5) 被虐待障害種別	知的障害	(行動障害者)	精神障害
養護者	45.7%	27.7%	41.7%
施設	72.9%	36.2%	15.3%

考察：養護者・施設とも知的障害でありその半数は行動障害の特性を持つ。養護者の場合精神障害が

多くみられるが、ここだけ精神障害が多く出ているだけで、精神障害者が多い統計的説明が難しい。施設での虐待は70%を越えており、この点に関しては注目して、虐待を無くすために神奈川施保連としての対応する必要がある

(6) 被虐待者障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
養護者	0.4%	11.8%	11.3%	11.1%	6.6%	8.9%	48.2%	1.7%
施設	0.4%	4.0%	9.1%	10.7%	13.4%	31.0%	21.0%	10.5%

考察：養護者の場合は「なし」がおおく、これは家庭で養護者が支援しており、支援区分を受けてない場合が多いのではないかと。施設は区分1から6になるにつれて明確に虐待が増えているが区分6が31%と飛びぬけていることに注目。

(7) 被虐待者性別	男性	女性
養護者	33.3%	66.5%
施設	72.9%	33.6%

考察：養護者の場合は女性が被虐待者になる比率が男性の倍である。施設の場合は男性の入所者の比率が女性より高く、絶対数が多いため。

(8) 養護者による虐待発生要因（市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況）

①家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	851件	42.5%
②虐待者が虐待と認識していない	847件	42.3%
③虐待者の知識や情報の不足	513件	25.6%
④被虐待者の介護度や支援度の高さ	504件	25.1%
⑤虐待者の介護疲れ	415件	20.7%
⑥虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	347件	17.3%
⑦虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	332件	16.6%
⑧被虐待者の行動障害	319件	15.9%

考察：養護者による虐待発生要因であるが、虐待者・被虐待者の関係は親子兄弟の家族関係であり、長い間の人間関係のもつれがもたらした悲劇でもあり、更なる悲劇は虐待者が虐待の認識を持たないで事件が発生している。あるいは、介護や支援疲れの結果であったり、障害者側の行動障害や抑うつ状態が原因であったり多岐にわたる。家庭内の困惑した閉鎖状態に対して素早い社会からの救いの手が必要と痛感。

(9) 施設従事者による虐待発生要因（市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況）

①教育・知識・介護技術に関する問題	431件	64.5%
②職員のストレスや感情コントロールの問題	366件	54.8%
③倫理観や理念の欠如	334件	50.0%
④人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	165件	24.7%
⑤虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	147件	22.0%

考察：施設従事者が虐待の半数を占める強度行動障害者への適切な対応が取れるだけの知識訓練の問題であったり、障害者に常に寄り添うという基本対応の欠如であったり、虐待問題を風通しよく対応すべしとの組織問題であったりするが、人事配置・待遇・教育訓練研修に集約される。

(10) 養護者による虐待への対応策（複数回答）

①養護者に対する助言・指導	845件	43.7%
②再発防止のための定期的な見守りの実施	770件	39.9%
③すでに障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	335件	17.3%
④被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	285件	14.8%

対応策の一環として虐待者と被虐待者の分離については分離701人35%

分離を一度もせず945人47.2%という実績。

成年後見制度等に関する対応はどうかという点、

- ・新たに成年後見制度を利用開始した 78人
- ・利用手続き中 50人 合計128人が利用に動く

このうち市町村長申し立ての事例は81人(63.3%)を占めていた。

考察:分離とは、被害者の保護のために加害者である虐待者から物理的に分離することであり、分離の実態は、「契約による障害福祉サービスの利用」が43.7%と最も多く、次に「医療機関への一時入院」が15.3%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が11.8%、「身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が9.1%、「その他」が20.1%です。場所からいえば、児相・福祉施設・医療機関です。

考察:養護者による虐待の市区町村の対応策作りは市町村障害者虐待防止担当部署職員が多くの行政機関との対応調整を経て行っている。まず虐待の相談・通報・届け出は、警察(46.5%)が最も高く、次いで本人・相談支援専門員・施設・事業所の職員と多岐にわたる。それから虐待事案ごとに事実確認・訪問調査・立ち入り調査などを経て虐待対応策へとつなげるのだが、警察・児相・医療機関・各種施設などと問題を究明し、対応策を立てなければならないが、各行政機関の責任問題の調整がからむ為に十分な対応策がとれていない。虐待0を最優先項目にして行政間調整を行えることが、虐待0への早道だ。

(11) 施設事業所の虐待防止に関する取り組み(複数回答)

①職員に対する虐待防止に関する研修の実施	373件	53.4%
②通報義務の履行	308件	44.1%
③管理者の虐待防止に関する研修受講	248件	35.5%
④虐待防止委員会の設置	238件	34.0%

考察:支援員への強度行動障害者に対する支援の研修は運営基準の見直しにより令和5年4月から義務化しており、その成果を見守って行きたい。施設としては研修の必要性は判ってはいるものの、その財源をやむを得ず職員の待遇改善に回さざるをえなくなり、いまだに研修が出来ていないという事例がある。

テーマ2 厚労省令和3年報酬改定に伴う障害者虐待防止のさらなる推進内容について

運営基準の見直し

- (1)身体拘束を行う場合にはその態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること(既義務化)
- (2)身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業員に周知徹底すること(新規義務化)
- (3)身体拘束などの適正化のための指針を整備すること(新規義務化)
- (4)従業員に対して身体拘束などの適正化のための研修を定期的実施すること(努力義務から義務化)
減算取り扱い運営基準の4項目を満たしていない場合に基本報酬を減算する。5単位/日
令和5年4月から実施適用する。 以上